



公益財団法人ジュニアゴルファー育成財団
平成30年度団体助成金募集要項

交付対象

- (1) ジュニアゴルファーの育成に関する事業を積極的に実施している団体とします。
- (2) 対象とする団体は以下の要件を満たすものとします。
 - ア. 団体の目的・運営等に関する文書化されたルールを有すること
 - イ. 団体の意志を決定し執行する組織が存在していること
 - ウ. 団体として入出金の適正な記録を管理していること
 - エ. 団体活動を管理している代表者がおり、代表者の住所・氏名・その連絡先が明確であること

対象となる事業費

原則として、我が国におけるジュニアゴルファー育成に必要な経費が対象になります。例えば、プレー代、遠征費、コース使用料、旅費交通費、消耗品費、通信運搬費、用具費、講師・競技委員等への謝礼、会場設営費、施設利用代、企画運営委託費、スタッフ人件費 等です。

選考基準

- 過去に多大な実績と経験があり、現在のジュニアゴルファー育成の実情と今後の事業計画を考慮して、申請応募事業がジュニアゴルファー育成に多大なる貢献が期待される事業であること
- 過去に実績と経験がないが、現在のジュニアゴルファー育成の実情と今後の事業計画を考慮して、申請応募事業がジュニアゴルファー育成に貢献が期待される事業であること

申請手続

助成金交付申請書（指定書式）に、対象団体であることを証明する書類（団体の目的及び運営等に関するルール、並びに団体の商業登記謄本写し）を添付して、当財団事務局（下記問合せ先）へ申請してください。なお、申請書類は返却いたしません。

対象期間、申請期限及び交付決定

- 対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの期間で開始し、平成 31 年 3 月 31 日までに終了する活動
- 申請期限：平成 30 年 1 月 15 日（当日消印有効）
- 交付決定：平成 30 年 4 月（予定）



審査と結果通知

当財団の選考委員会及び理事会で審査のうえ、申請団体に可否の通知を行います。

中間報告及び事業完了報告

- (1) 平成 30 年 10 月 31 日までに、助成事業中間報告書（指定書式）により助成事業の経過報告を行って下さい。
- (2) 助成事業を完了したときは、完了後一カ月以内に、助成事業完了報告書（指定書式）を提出して下さい。
- (3) 助成事業完了報告書には、活動が分かる写真（画像データ含む）も提出してください。その写真は当財団がジュニアゴルファー育成事業活動の広報の為にホームページ、印刷物等に使用する事を参加者及び関係者（親御様含む）の承諾を得たものとしてください。
- (4) 助成事業完了報告書（指定書式）の提出がない場合は、給付済み助成金の返還を求める事があります。

なお、助成事業中間報告書（指定書式）の提出期限までに、助成事業完了報告書（指定書式）を提出する場合には、助成事業中間報告書（指定書式）の提出は必要ありません。

助成金の経理

助成金を受けた団体は、助成事業についての入出金簿を作り、他の入出金と区別して助成事業の入出金を記録し、その支出内容を証明する書類を整備しておいてください。

その他

- (1) 申請書類上の個人情報、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用される事はありません。また、助成団体に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページ等で団体名・事業名を公表します。
- (2) 助成団体に決定し、助成事業を完了の上、助成事業完了報告書を提出する際には活動が分かる写真（画像データ含む）を提出すること。その写真は当財団がジュニアゴルファー育成事業活動の広報の為にホームページ、印刷物等に使用する事を参加者及び関係者（親御様含む）の承諾を得るものとします。

《 問合せ先 》

公益財団法人ジュニアゴルファー育成財団 事務局

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-14-7 アイエムタワー13F

TEL : 03-5812-0562 / FAX : 03-3839-3672 / HP : <http://jgolf.or.jp>